

Title	松沢裕作著 『日本近代村落の起源』
Sub Title	
Author	齋藤, 邦明(Saitō, Kuniaki)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2022
Jtitle	三田学会雑誌 (Mita journal of economics). Vol.115, No.3 (2022. 10) ,p.317 (105)- 320 (108)
JaLC DOI	10.14991/001.20221001-0105
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20221001-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



松沢裕作著

『日本近代村落の起源』

岩波書店，2022 年 5 月，338 頁

評者：齋藤邦明*

1 本書の概要

本書は、日本の近世から近代への移行過程において、地租改正による村請制の解体と町村制合併によって近世来の村落と秩序が変容し、村人たちが規約・盟約を取り結ぶことで相互監視を再建した、「近代村落」の成立と特質を論じた研究である。近代村落の存立基盤は不安定であり、人々がしばしば対立を引き起こすが、人々は解決する術を持たないために、国家に裁定を仰ぐ。他方で、成立間もない明治政府もまた対立を解決に導く執行能力を十分に持たない。しかし、人々は国家に裁定を仰ぐしかならないために、政府による裁定対象は拡大し、結果的に国家の権限の肥大化を招く。執行能力を欠いたまま、権限が肥大化する、このような明治国家の権力的特質を、本書は「未熟なりヴァイアサン」と呼ぶ。本書は、村落史から日本近代社会の特質に接近するだけでなく、「日本近代国家の特質の一端を描出する」（本書，24 頁）ことも射程にいれ、日本近代史像の再構築を意図した、野心的な研究である。まずは本書の要点をまとめるが、本書には各部・各章冒頭に著者による要約があり、「当該主題に馴染みのない読者」（25 頁）にも広く読まれることを想定している。

* 和光大学経済経営学部

「序論 「美風」の行方、「淳風」の来歴」では、日本社会における「ムラ」認識の根強さから説き起こされる。すなわち、第 2 次世界大戦期に農学者・小野武夫は「ムラ」の「淳風」に戦時期の農業統制の成否を期待し、明治期の内務省官僚は町村税の徴収において「ムラ」の「美風」が失われていることを嘆き、21 世紀の我々は日本社会の特性を「ムラ社会」と表現する。これらの前提にあるのは、江戸時代以来、集団主義的な統一体としての村落が変わらず、機能し続けてきたという歴史像である。本書はそうした歴史像に対し、「近代村落」という著者独自の概念を用いて批判し、その歴史的变化と機能を明らかにすることを課題と位置づける。続いて、著者は近代から現代までの市町村制度と市町村数を概観しながら、相互監視、秩序といった本書の争点を洗い出す。そのうえで第 2 次世界大戦前、戦時中、戦後のそれぞれの時期を代表する村落論をサーベイし、本書の具体的な検討課題として、①村落の外からの支配（村請制の解体過程としての地租改正を近代村落の歴史的条件として考察の焦点にすること）、②住民の共同性の関係の理解（いかなる契機によって、いかなる集団が消滅したりするのかを検討すること）、の 2 点を設定する。

続く第 1 章以降が本論であるが、本論は大きく分けて 3 部構成をとる。「第 I 部 村請制村落から近代村落へ——地租改正前後の変容」では、村請制に規定されていた近世村落が、地租改正の実施によって、村落内の執行体制、貢租徴収法、村財政、土地所有を変容させ、近代村落へと移行していく過程が論じられる（第 1～2 章）。「第 II 部 地租改正の遂行過程——壬申地券発行・耕地・山林原野」では、地租改正の実施過程が論じられる。特に地租改正によって旧秩序（村請制）が崩壊し、新秩序の中で地域住民たちが対立し、明治政府にその裁定を求めるが、政府は執行能力を十分に持たないまま、権威を高めていく（第 3～5 章）。「第 III 部 相互監視の場としての村落の再建」では、「未熟なりヴァイアサン」のもとで生じた「早

い者勝ち」的状況に対する、住民たちの盟約・規制が具体的に検討され、近代村落における相互規制の仕組みが再建されたものであることが強調される（第6～7章）。

「第1章 明治初期の村運営と村内小集落」では、武蔵野国大麻生村（現埼玉県熊谷市大麻生）を事例に、村の運営のあり方（執行体制、貢租徴収、村財政）が地租改正前後にどのように変化したかが論じられる。村請制が機能していた段階では村内集落（上組・下組）による税徴収を行っていたが、明治7（1874）年の年番制導入と壬申地券発行により、土地所有者を税負担者とし、組の下位組織である7つの小組が納税の取りまとめを行うかたちへと変化していった。

「第2章 村請制と堤外地」では、前章に続き大麻生村を対象として、荒川沿いにあった同村の堤外地の利用と管理について、幕末から明治10年代の変化が論じられる。この堤外地も村請対象地であったが、しばしば荒川の被害を受けるため、新規寄洲ができたときは割地（土地の割り替え）が行われ、水害時は貢租免除を願い出るなど、村の強い規制のもとに置かれていた。幕末開港後、堤外地で桑栽培が行われ、経済的価値が高まると、盗伐や無断立ち入りが生じ、賤民組織にその監視を委ねた。ところが、壬申地券が発行されると、堤外地に対する規制の論理は、貢租上納の共同財源とする「村請制的論理」から、自他所有の別を強調する「地券的論理」へと転換した。そして、地租改正の実施によって村請制が解体されると、堤外地や村の共有地の分割化が進んだ。さらに堤外地の監視も、「村議定」ではなく、「所有者盟約」へと変化した。

「第3章 壬申地券と村請制」では、壬申地券をめぐる大蔵省の政策過程と、武蔵野国比企郡宮前村（現埼玉県川島町宮前）における壬申地券発行の事例が検討される。大蔵省は政策を模索する中で、実地調査（検地）と収量調査（検見）のいずれも採用できない制約があったとし、結果的に神田孝平の意見書（地価に基づく地租徴収と租税

の公平化が可能と主張する）を採用したことを指摘している。続いて、壬申地券の発行と土地測量がなされた事例として宮前村の壬申地券発行過程を取り上げている。その過程では村請制が維持され、旧貢租額の維持という制約が課されたため、土地測量を行い、個々の土地の変化は捉えても、貢租額を変えないために村全体の土地面積が修正されないといった限界があったとしている。

「第4章 地価決定の制度的問題」では、熊谷県および埼玉県を事例に地租改正実施過程が明らかにされる。とりわけ地租改正の困難さを示すものとして、地価決定の困難さと諸役職の乱立に注目している。地価決定過程では、土地の価格という「人ノ胸間」にしか存在しないものを決定する難しさが存在し、県庁は住民同士の合意に委ねようとするが、その合意形成に失敗する。結果、県庁は受け身のかたちで地位等級による地価決定を専断的に判断せざるを得なかった。また、地押丈量段階から地位等級調査段階へと改正事業が進む中で諸役職が乱立したことは、政府ができる限り少ない手間で租税改革を実施しようとした結果であった。こうした史実を踏まえ、著者は「村落を起点とする合意形成があり、それが不可能な地点に至って、未熟なりヴァイアサンの裁定が登場する」（186-187頁）と指摘した。

「第5章 林野官民有区分の構造」では、近世・近代の林野制度と明治期の森林政策を踏まえ、官有林野の具体例として福島県の事例が検討される。まず、明治政府の森林政策が官有地の拡大と官林直轄経営という方向で一致していたわけではなかったことが指摘され、それにもかかわらず、官有地が増加した要因を福島県の事例から観察している。そして、その第1の要因として福島は安積開墾事業という士族授産開墾事業が背景にあり、士族授産向け用地としての確保、第2に森林・原野の利用をめぐる住民間の紛争が発生し、結果として官有地が増大したことを指摘している。この官有地の増大は、林野・原野が特定の個人に所有され利用が不可になる事態を招くよりも、林野・原野

を官有地としながら、住民の林野・原野の利用が事実上継続されるほうが望ましいためだとする。すなわち、「弱体な政府と住民の利害対立は、こうして相互依存的に官有地の、すなわち政府の資産の増大を招来する。これが、『未熟なりヴァイアサン』が立ち上がってくる機制」(231頁)である。

「第6章 官有地・御料地と無断開墾問題——富士山南麓の場合」では、静岡県富士山南麓地域における開墾の展開が論じられる。まず富士山南麓の原野は近世期には入会採草地として利用されていたが、明治期に入ると、商品作物である三稜栽培などを目論んだ開墾が行われた。さらに山麓原野は地租改正時に官有地に編入されたために、入会利用者は民有地下げ戻し運動を展開する一方で、開墾も続けられ(法的には権利のない無断開墾)、入会地利用者と開墾者のあいだで深刻な対立が生じた。明治22(1889)年に山麓原野が皇室財産として御料地に編入されると、その利用をめぐる、宮内庁・県・関係町村・開墾者のあいだで交渉や行政訴訟が行われるが、最終的に開墾者が御料局から開墾地を期限付で借り受けるかたちで帰結した。借地期限満了後、借地願を帝室林野局に再度求めると、当局より法人または組合が借り受けることが条件として提示され、開墾地に16の「部落」ができ、借地主体となった。

「第7章 明治中期の大字・行政村・町村組合」では、静岡県駿東郡金岡村を事例に、1890~1900年代の行政村と大字との関係が検討される。まず、行政村・金岡村は明治22(1889)年の合併によって成立した。その執行部は「大区小区制」期の共同事務処理の枠組みに規定されつつ、村長・助役・常設委員からなり、早期から安定していた。特に大字代表である常設委員が行政村の一役職として機能し、行政村の下部として大字が位置づけられる中で、行政村と大字を結びつける役割を果たした。しかしながら、同村は愛鷹山南麓に位置し、第6章の富士山南麓と同様に官有地・御料地に編入されたことと、同地でも無断開墾が進行した結果、住民対立が見られた。こうした利害対立に対

し、大字は改良規約を制定し、改良委員を置き、大字内の監視を行った。改良委員の存在を、村請制による相互監視を失ったあとの、近代村落における「相互監視の再建」であると位置づけた。

「結論 日本近代村落の起源」では本書の知見を要約しつつ、「若干の含意」として、本書の経験的研究の成果と、ノージックの「最小国家」論をはじめとする規範理論との接続・対話が試みられている。

2 本書の意義と課題

本書のメッセージは明快かつシンプルで、著者が繰り返し主張するように、近世から近代にかけて村落は変容した、という点に尽きる。このことの研究史へのインパクトは以下の点に求められる。すなわち、従来の研究史においては、農村社会の末端にある「村落」は、基本的には変わらない(固定的である)、という見解が支配的であった。よって、本書が示した、近世(村請的)村落から近代村落への変化は、従来の見解に大きな修正を迫る。付言すると、これまで近代日本の村の固定性という認識は、①横井時敬(東京帝国大学教授)が提唱したとされる戦前日本農業・農村の「三大基本数字」(農家戸数550万戸、農業就業人口1,400万人、農地面積600万町歩。坂根嘉弘(2010)「IV近代」木村茂光編『日本農業史』吉川弘文館、参照)がほぼ変わらないことと、②近世と近代の村落運営が厳密に比較検証されないまま、近代以降も村構成員による「自律」的な運営がなされている点を、主に根拠としてきた。こうした認識に対して、本書は地租改正と町村制による支配の契機の変化と、村内部の社会関係の変化による「村落」の変容を論じており、「村落」の政治的・社会的な質的变化を論じている点に特徴がある。

ただ、次の点は大きな論争を呼ぶであろう。すなわち、「近代村落」における農民の「早い者勝ち」的状況・抜け駆け行為という指摘である。この点は、農業・農村史研究者にとって容易には承服しがたい点であると思われる。なぜならば、近

代以降の農村社会においても、日々の農作業（特に「結」などの互助的な共同労働）、水路・農道などの地域的公共財の維持管理、村落運営を話し合う場である寄合など、人々が共同性を求められる契機は多い。ゆえに研究史では、これら日常的な面接性の高さを前提として、近代日本の農村においても農民は抜け駆け行為を基本的に行わないと想定してきた。

では、このような見解の相違はなぜ生じるのであろうか。本書の、近代村落において「再建された相互監視」は、支配の契機への対応として再構築されたものであることをたびたび強調している。やや図式化して述べれば、日々の面接性をベースとした共同性は農村社会内部の水平的な、「ヨコの共同性」であるのに対し、本書の「再建された相互監視」は「未熟なりヴァイアサン」に対する共同性であり、いわば垂直的な、「タテの共同性」である。このように図式化すると、従来の農業・農村史研究が論じてきた「共同性」と、本書が対象とする「共同性」とが異なる局面を論じていることが理解される。ただ、以上の点を踏まえたうえで、なお疑問は残る。すなわち、「再建された相互監視」の不安定性がありながらも、なぜ近代日本の農村はかくも固定的に見えるのだろうか。この点は、本書の成果を受けて、多くの研究者によって近代日本の農業・農村をめぐる多様な「共同性」の契機の実証が進められることが期待される。

また評者は、日本と発展途上国の農業・農村に関する比較研究に参画したことがある（有本寛ら（2017）「特集「途上国」日本農業の開発経済史——経験と教訓」『アジア経済』、第58巻第2号、アジア経済研究所）。その観点から「未熟なりヴァイアサン」と村落について述べたい。本書ではもっぱら明治政府の執行能力の欠如と住民の対立の未解決が指摘されるが、日本は発展途上国（南アジアやサブ・サハラ）の農村などと比して、私的所有権や税制などの近代制度の導入において、比較的短期かつ平穩に遂行できたとされる。たとえば、発展途上国において近代法に基づく所有権制度の

導入には半世紀から数世紀までおよぶものが少なくないが、日本は10年程度で完了している。本書の事例に即せば、地租改正時の地価決定における役職の乱立や県の専断的な決定判断は事業遂行の困難さを表す一方で、混乱しながらも事態に対応し、事業を完了させているという点で、日本の「近代村落」と「未熟なりヴァイアサン」の執行能力の高さと柔軟さを示すともいえる。かつて評者が地租改正後の日本の農村秩序に関して、近代法の所有権制度と在地の慣習的な土地利用とで制度均衡したと論じたのは、発展途上国との比較が念頭にあったからである（齋藤邦明（2020）「農地の財産権と秩序」小林延人編『財産権の経済史』東京大学出版会）。そして、評者が観察した新潟の事例では、工業など他産業への流出や経済格差の拡大といった、農村外部からの影響にさらされる戦間期以降に、農村秩序は動揺すると位置づけた。この農村外部からの影響については、本書が強調する支配の契機と、評者が重視する経済的影響の、両面を踏まえた再検討が必要であると感じた。

最後に、議論の飛躍を承知で、現代日本への展望について触れたい。著者が本書末尾で「来るべき望ましい「団体生活」」（312頁）に言及していることは、本書の議論の射程が、現代日本社会にも向けられているものと推察する。現代日本は、「近代村落」的な人々の紐帯も失われ、世界でも類を見ない孤独・孤立を生じさせている社会である。他方で、コロナ禍での「同調圧力」に関する言説に見られるように、日本の「ムラ社会」論はなお根強い。現代を生きる我々は、本書が明らかにした「近代村落」の再建過程の史実と向き合うことで、「来るべき望ましい「団体生活」」の手がかりを模索するところからはじめる必要がある。